

午前11時00分 開会

傍聴人1名を許可

【福本委員長】 委員の出席状況について報告する。全員出席である。

議 長 挨拶

1 令和7年第3回定例会の運営について

(1) 付議事件について(資料1)

【福本委員長】 市側に説明を求める。

※総務部長から、資料1に基づき説明

【福本委員長】 説明について、何かあるか。

【石田委員】 議案第46号の指定管理者の指定について、文化創造拠点等を構成する公の施設の指定管理者をやまとみらいにするとのことだが、その過程等が分かるものはホームページにかなりアップされているとは思いますが、こういったものがあるのかこちらで紹介だけお願いしてもよいか。

【総務課長】 今委員が言っていたとおり、ホームページに募集要項や採点過程などの資料を載せており、この後から始まる会派別議案説明会でも説明させていただければと思っている。

【石田委員】 ホームページを見れば出てくるが、ある程度審査の概要とかが分かる資料等はぜひいただきたいと思っているので、検討願いたい。

【福本委員長】 ほかになければ、説明のとおりでよいか。

全 員 了 承

【福本委員長】 これで、市側職員は退室する。

(総務部長、総務課長 退室)

(2) 会期日程について(資料2)

【福本委員長】 事務局に説明を求める。

【事務局長】 令和7年9月第3回定例会は、8月28日(木)から9月25日(木)までの、29日間の会期を予定している。8月28日(木)が本会議、委員会は9月1日(月)から9月5日(金)まで、記載の5つの委員会である。8日(月)が委員会の予備日である。総務常任委員会開催日の9月4日(木)の正午が一般質問通告の締切りである。9月17日(水)、18日(木)、19日(金)が本会議で一般質問、9月25日(木)が本会議最終日となっている。また、9月16日(火)及び22日(月)に本委員会の開催を予定している。

【福本委員長】 説明のとおりでどうか。

全 員 了 承

【福本委員長】 それでは、そのようにお願いします。

(3) 市側からの依頼（グラリ3分一斉行動）について

【福本委員長】 事務局に説明を求める。

【議事係長】 環境経済常任委員会が開催中となる9月1日（月）に、グラリ3分一斉行動訓練の全館放送を行わせていただきたいとの市側からの依頼である。具体的には11時45分から事前放送、11時58分から3分間の放送とのことである。議会側の対応としては、従前のおり、委員長の御判断により、本番の前に適宜休憩を宣言していただくこととなるので、事前に御承知おき願いたい。

【福本委員長】 説明のとおりでどうか。

全 員 了 承

【福本委員長】 それではそのように決定するので、所属会派の議員への周知、特に環境経済常任委員会の委員への周知をお願いします。

2 陳情書の取扱いについて（資料3）

【福本委員長】 本件について、正副議長、本委員会正副委員長の四者で協議を行った。その結果と理由について、事務局から報告する。

【議事係長】 資料3を御覧いただきたい。こちらは報告事項である。今定例会の締切りとなる8月20日（水）の17時までに提出された陳情書の取扱いについて、議長が正副議長、本委員会正副委員長の四者で協議をすることが適当であると御判断され、協議が行われた結果、陳情第7-13号「国による義務教育財源の保障、教育の機会均等と水準の維持・向上並びにゆきとどいた教育の実現を求める陳情書」については、陳情書の処理基準の11「既に議会として結論を出した会議から、同一任期中に提出されたもので、同趣旨と認められ、かつ、特段の状況の変化がないと認められるもの」に該当することから、委員会付託せず全議員への配付とすると決定されたものである。

【福本委員長】 本件は報告事項だが、何かあるか。

なければ、本件は報告事項なので、これで終了する。

3 タブレット端末等の導入に係る申合せの変更について（資料4）

【福本委員長】 事務局に説明を求める。

【議事係長】 資料4を御覧いただきたい。タブレット端末及びペーパーレス会議システムが本年10月から導入されるに当たり、会議規則に関する申合せで、2点変更が必要なものがある。1点目は、第61条、一般質問に係る申合せで、現在、配付を希望される議員が90部作成している一般質問の資料について、議員への配付がデータとなるため、申合せ内容の変更が必要となるものである。現在の申合せと変更案を朗読する。

（資料4を朗読）

2点目は、第152条（携帯品）、第156条（新聞紙等の閲読禁止）に係る申合せで、現在、本会議、委員会時に、議場、委員会の会議室へのパソコンの持込みは認めていないが、タブレット端末及びペーパーレス会議システムの導入に伴い、持込みを可能とするため、申合せ内容の変更が必要となるものである。現在の申合せと変更案を朗読する。

(資料4を朗読)

以上の内容での申合せの変更について、本日は、一度各会派に持ち帰っていただき、次回、9月16日、火曜日の本委員会で御協議をお願いする。

【福本委員長】 事務局からの説明について、何かあるか。

【赤嶺委員】 下段の議場または委員会の会議でのパソコンの持込みに関する部分について、現在、議会改革実行委員会では委員長の許可の下、パソコンやスマホ等の持込みを許可している状況にあることを御承知おきいただきたい。

【吉田委員】 確認だが、上段のデータと紙で60部とは、議員の人数を減らした部数ということでよいか。

【議事係長】 そのとおりである。

【石田委員】 議場又は委員会の会議室へのパソコンの持込みを、この間認めてこなかったが、ペーパーレス会議システムを利用するためのタブレット型コンピューターの端末機であって大和市が保有するもののみ会議への持込みを認めるというのは、以前、平場で話し合っただけという方向性がよいとやり取りをして、そこで抽出したものを言っていると私は思う。出てきたのは初めてなので、会派としての案を出してもよいという認識でよいか。

【福本委員長】 そうである。

ほかになれば、一度各会派に持ち帰っていただき、次回、協議することでよいか。

全 員 了 承

【福本委員長】 それでは、そのようにお願いする。

4 その他

(1) 一般質問の質問方法について

【福本委員長】 事務局に説明を求める。

【議事係長】 本件は、一般質問の質問方法についての議長からの依頼である。現在、一般質問は、総務常任委員会の日の正午までに通告を出していただき、その時に、質問方法を「一括」、「大項目ごと」など記載していただいている。この質問方法を、もし通告後に変更する際には、事前に、議長及び行政側に伝えていただくことを改めてお願いしたいとのことである。6月定例会では、事前に知らせた質問方法と違う方法で質問した議員がおり、議長が進行に戸惑ったり行政側が答弁で混乱する場面が見られた。今後は、円滑な進行に御協力をお願いしたいとのことである。

【福本委員長】 事務局からの説明について、何かあるか。

【中村委員】 事前にというのはいつまでに言えばよいのか。

【議事係長】 実際に御自身が一般質問する前までである。

【中村委員】 自分が一般質問する前、ぎりぎりでもよいのか。

【事務局次長】 御指摘のとおり、理屈上はぎりぎりまででもよいが、議長が進行で滞ってしまう場合があるので、できれば前日までに事前に言っていただくと助かりますという言い方になる。

【中村委員】 元々これまでも義務ではなかったが、議長の進行上事前に出してほしいというお願いが今回出されたので、前日のいつまでにと決めたほうがよいと思うがどうか。

【事務局次長】 本委員会で協議し合意されれば、そのように運用することが可能であると承知して

いる。

【中村委員】 実際には議長は前日ぐらいに進行表をつくり、読み合わせする。だからそのときにある程度分かっていないと、その日の朝になって急に変わりますと言われても大騒ぎになってしまうと思う。進行上のために事前に言ってほしいというのであれば、前日までとかに決めたいほうがよいと思うがどうか。

【福本委員長】 ただいま中村委員から、明確に期限を決めたほうがよいのではないかという意見があったが、皆さんいかがか。もし皆さんがそう思っており、ここで合意できるのであれば、決めさせていただければと思うがどうか。

【石田委員】 今回、議員にミスがあったからこういう話になっていると思うが、あまりカチカチにやらないで常識の範囲内でやっていくでよいと私は思う。議長も全部固まっていたほうが進めやすいだろうが、仕事なので現場の状況に応じてミスがあっても対応するぐらいのことは議長が行っていたかないと困る。あまりカチカチに決めないで、柔軟性のある対応が取れるようにしてもらいたい。ただ、事前に通告することは決まっているので、それを守ることは当然のことであり、あとは常識の範囲内でできるレベルではないか。それが過度な状態になってきたときには、しっかり決めなければいけないということは分かる。

【山田議長】 もちろんその場で対応できることは対応していくが、市側が答弁の順番などをきちんと決めている中で、議長からは指名をしているわけではなく、手が挙がった方に発言許可をしているので、市側が分かっていないと進行がスムーズに行かないという部分がある。そのため、変更がある場合には前日までに教えてもらいたい。

【福本委員長】 ただいま、明確に期限を定めたほうがよいのではないかという意見と、定めなくてもよいという意見がある中で、議長からお願いベースで、変更があるのであれば前日までに申し出てもらいたいという話があった。その中で、皆さんの意見があれば伺いたい。もしなければ、今議長が言っていたように、明確に定めなくても、前日までには申し出てもらいたいという形で皆さんに周知していただければよいと思うがいかがか。

【赤嶺委員】 こういうことが起きた以上明確に定めたほうがよい。そもそも一般質問とは議長の許可を得て登壇して行っているものである。順番も整理した上で臨んでいるにもかかわらず、当日勝手に変えられるとなったら、議会の進行に問題を与える。実際、議長から話があったように、行政側は答弁者の変更や順番の変更をしなければならなくなり、進行表どおりではない形で進行しないといけない状態が発生したので、それは避けるべきである。よって中村委員から話があったように、変更がある場合は前日までにしっかり通告するというルールを定めるべきである。

【木村委員】 一般質問の質問方法について、事前に大項目ごとか一括かなど本人が出したものが、突然その場で変更されると、非常に混乱し迷惑をかけるからあえて議題として出ていると思う。そのため、今、議長が言ったように事前に提出した質問方法に変更がある場合は前日までに出示してもらうことに決めておいたほうがよい。

【石田委員】 市側の答弁が質問当日の朝に来ることがある。それは仕方がないことだと思うし、そういう勝負だと思っている。そういう中で、前日までにとコンクリートするというのは現実とそごが出るのではないか。できる限り前段階でお知らせする努力はすべきと思うので、議長のお願いレベルであれば当然それに努めるし、そごが起きないように努力もするが、行政と議員のやり取りの最適化が最も重要視されることだと私は思う。その中で前日までとは、難しい話ではという視点を持った上で議論を進めていただきたい。

【赤嶺委員】 今、論点の指摘について石田委員から話があったが全く関係ない話である。ヒアリングしているのは一般質問の答弁に関わる部分であって順番に関するものではない。そもそも柔軟な対応をするために、事前に議員が順番を自分で決めて通告しているわけで、それを当日に変えることは私は逆に柔軟性に欠けると思う。誰かに決められているわけではなく、議員が自分でそう選んで行っている。もし、ヒアリング等でこの順番のままではいけないと考えた場合は前日までに言えば変更できるので構わない。

【吉田委員】 今回の事案はその議員の勘違いで起こったことではなかったのか。

【福本委員長】 誰に対して聞いているのか。

【吉田委員】 それでは事務局に。

【議事係長】 本人ではないため分かりかねる。

【井上委員】 本件は、私が議長と交代して進行していたときに起こったことの一つで、大項目ごとと通告されていたのに、その場で突然一括になったという事実があった。質問方法について、先ほど石田委員が発言したような、答弁が当日の朝来たから大項目ごとにしていただいていたものを一括に変更することは考えづらい。大項目ごとと通告したなら大項目ごとにやり、一括と通告したなら一括でやってもらいたいというごく単純な話である。

【中村委員】 議会改革実行委員会の中でも今後の一般質問のやり方そのものについて協議しており、多分今後いろいろ変わってくると思う。今までは決まっていなくても普通にできていたことなのに、いろいろ不都合があるから議題になる。議会運営を考えると一定のルールの下に進めていかないとその時思いついたから質問の中身を変えて質問するなど、何でもありになってしまう。そのため、順番を変えることや一括で質問するのか分割でするのは、答弁する人の順番など運営の問題があるので、変えるなら言うておいたほうがよいのではないか。変えますと言うだけであり、何か大変なことを求めているわけでもないで、それは決めておいたほうがよい。

【石田委員】 暫時休憩してもらいたい。

【堀口委員】 おっしゃることはすごく理解をするし、議長からそういったお願いがあるということは私たちが受け止めて努力をすることは必要と思う。私は昨年12月に大項目ごとと通告していたが、骨折しているので行ったり来たりが大変ではないかと議長から話があり、急遽一括に変えさせていただいたこともある。これはイレギュラーな対応と思う。変更があるなら事前に伝えておくことを基本にし、何があるかわからないので突発的な事態の場合は柔軟に対応することがよいのではないか。

【福本委員長】 暫時休憩する。

午前11時36分 休憩

午前11時42分 再開

【福本委員長】 再開する。

ただいま堀口委員から提案があった原則通告どおりとし、体調など突発的な事態が生じた場合は、臨機応変に対応するのがよいのではないかという意見があった。変更が事前に分かっているのであれば、前日までに申し出ていただきたいということで、皆さんよろしいか。

全 員 了 承

【福本委員長】 それでは、そのようにお願いします。

事前通告していることなので通告内容については各議員一段と注意を払っていただくよう委員長として改めてお願いします。

(2) その他

【福本委員長】 皆さんから、何かあるか。

なければこれで閉会する。

午前11時43分 閉会